

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

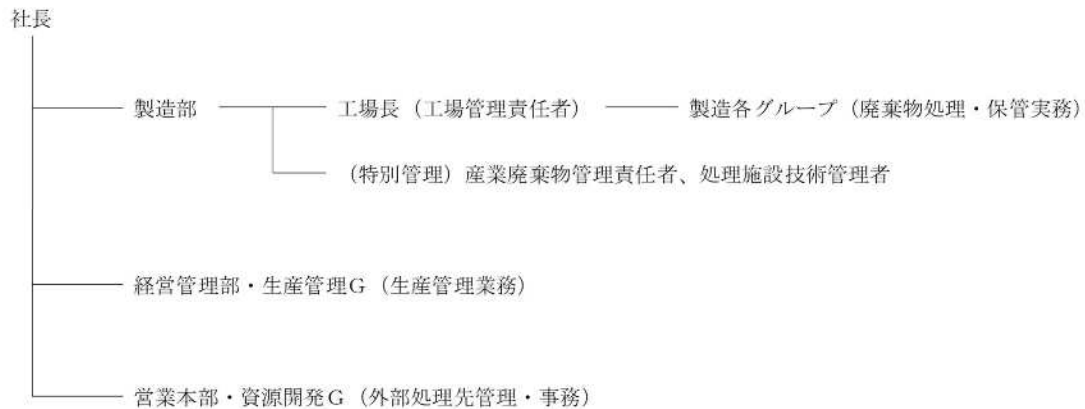
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月 28日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市一里山町深田15番地	
氏 名 三和油化工業株式会社	
代表取締役 柳 均	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-35-3021	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三和油化工業株式会社
事業場の所在地	愛知県刈谷市一里山町深田15番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16：化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額：420,320万円
③ 従業員数	274人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	○有機溶剤蒸留残渣等（引火性廃油、廃油（有害）） 中間処理業者に委託して焼却、もしくは再生処理業者に委託してセメント原料化 ○抽出工程残渣等（腐食性廃酸） 中間処理業者に委託して中和・焼却後、廃熱を熱源として回収

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙のとおり」		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙のとおり」		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油、引火性廃油（有害）、廃油（有害）、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ等は、それぞれに分別し、保管している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の分別を継続する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	「別紙のとおり」		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	「別紙のとおり」		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
「別紙のとおり」			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
「別紙のとおり」			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙のとおり」		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙のとおり」		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙のとおり」		

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	t	t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t		
	再生利用業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t		
	(今後実施する予定の取組) 「別紙のとおり」				
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和2年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)	13,000 t			
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組) ・有効利用を推進する				

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	【前年度(令和2年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	排出量	12,017 t	456 t	0 t	514 t	0 t	13 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・蒸留回収率向上の取り組みにより、廃棄物の発生を抑制した ・酸の抽出工程改善により、廃棄物の発生を抑制した							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	排出量	10,000 t	350 t	0 t	300 t	0 t	10 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・回収率向上を目的とした、蒸留設備への追加設備投資を行う ・設備切替によるロスを減少させるため、社内情報共有と生産指示システムの強化を行う ・電子マニフェスト運用のため、対応可能な収集運搬業者、処分業者を選定する							

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項								
①現状	【前年度(令和2年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,550 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・再生燃料へ混合し、売却した							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1,600 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・再生燃料売却先を広く開拓していく							

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度(令和2年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1,500 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,500 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・熱回収施設で廃棄物を焼却処理すると同時に、発生した蒸気を回収し、蒸留設備のエネルギー源として利用している							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	1,500 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1,500 t	0 t	0 t	0 t	0t	0t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・熱回収施設でのエネルギー利用を継続する ・熱回収施設への投入数量を増加させるために、廃棄物の仕分けを強化する							

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
①現状	【前年度(令和2年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)							

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度(令和2年度)実績】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	全処理委託料	8,967 t	456 t	0 t	514 t	0 t	13 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	5,401 t	438 t	0 t	514 t	0 t	13 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	18 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	362 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	3,204 t	0t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)								
・ 自社での中間処理により、売却できるモノへの付加価値向上を進めている ・ できる限り優良認定業者や熱回収認定業者を取得した処理業者へ処理委託する ・ 委託先処理業者へ実地確認を年1回実施し、適正な処理が行われているか確認している								

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	引火性廃油(有害)	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃酸(有害)
	全処理委託料	6,900 t	350 t	0 t	300 t	0 t	10 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	5,700 t	350 t	0 t	300 t	0 t	10 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1,200 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)								
・自社での中間処理により付加価値向上を推進し、処理委託数量を減少させる ・優良認定処理業者や熱回収認定業者への委託割合を増加させる ・委託先処理業者への実地確認を継続する ・電子マニフェスト運用のため、対応可能な収集運搬業者、処分業者を選定する								